

(社)日本証券投資顧問業協会

自主規制ルールの主な内容

1. 「広告、勧誘等に関する自主規制基準」

〔制定の背景〕

(証券取引審議会答申(昭和60年11月25日) 第2編第5章1、3(抜粋))

- ・投資家被害の実態を子細に分析し、それを類型化すると、対応策として決め手となる方策も自ずと絞られてくる。
- ・投資家被害を未然に防止するという観点から、勧誘・広告に関する行為規制は極めて重要である。

(同上答申 第2編第8章3(抜粋))

- ・新しい法律においては、投資顧問業者が自主規制団体を組織したときには、……自主規制団体に求められる業務としては、投資家の苦情処理、勧誘・広告に関するものをはじめとする各種の自主的な規則の策定・普及が考えられる。

〔主な内容〕

・総則

(目的、定義通則、公正な競争、誤解させる表現等の禁止、投資意欲を不当にそその表現等の禁止、推薦・保証等の表現の禁止、適正な情報の提供)

・広告

1. 表示すべき事項

(会員の表示、法定表示事項)

2. 表示してはならない事項

(利益保証の表示の禁止、断定的又は刺激的な表現等の禁止)

3. 表示の基準

(優越性の表示、助言の実績の表示、報酬の表示、限定的な誘引、投資一任の表示)

4. 広告業者等に対する協力要請

(協力要請)

・勧誘等

(禁止行為、口頭による勧誘の方法、書面による勧誘の方法、契約締結前の書面の交付、契約締結時の書面の交付、クーリング・オフ)

・届出及び改善指導等

(テレビ・ラジオ等の放送による広告の届出、事実の調査及び改善の指導、改善報告書の提出)

2. 「業務運営にあたり留意すべき基準について」

〔制定の背景〕

(平成元年12月26日付証券局長(要旨)通達)

- ・損失補填・利回り保証等の禁止
- ・自己取引の適正化
- ・適正な業務運営に向けた内部管理体制の強化等

(平成2年4月12日付投資管理室長事務連絡(要旨))

- ・法令を遵守した適正な業務運営の確保
- ・損失補填・利回り保証等の禁止
- ・金銭又は有価証券の貸付の禁止
- ・無認可一任行為等の禁止
- ・顧客の利益に即した資産運用

〔主な内容〕

1. 適正な価格による取引等と健全な市場価格の形成

(1) 適正な価格による取引等

(2) 健全な市場価格の形成

(作為的相場形成のための例示された行為をしてはならない)

2. 損失の負担、特別の利益の提供の禁止

(契約書上の明示等)

3. 顧客の利益に即した資産運用等

(1) 会員が自己の計算で行う株式、C B、ワラント債の取引

(「顧客との信頼関係を損なうこととならないよう極力自粛」の趣旨に沿うための取

引の目的・保有の量及び内容・開示のあり方、利益相反の防止のための留意事項)

- (2) 役員、重要使用人が自己の計算で行う株式等の取引
(最低必要条件を具備した社内ルールの制定)
- (3) 証券業を営む会員が顧客を相手方として行う有価証券の取引等
(有価証券の取引、預託、貸し付け等最低必要条件を具備した社内ルールの制定)
- (4) 証券業等を営む関係会社が顧客の相手方となる有価証券の取引
(最低必要条件を具備した社内ルールの制定)
- (5) 会員、役職員、関係会社、主要株主が自己の計算で顧客の相手方となって行う有価証券等の取引
(例外を除き、行ってはならない)
- (6) 証券投資信託業又は証券業を営む会員が設定、発行、引受け等を行う有価証券の顧客資産への組入れ
(自己設定投信を顧客資産に組み入れる場合のルール)
- (7) 証券業等を営む関係会社等が設定、発行、運用、助言、引受け等を行う有価証券等の顧客資産への組入れ
(関係会社が設定等を行う有価証券等、関係会社の株式等、関係会社が引受を行う有価証券を顧客資産に組み入れる場合のルール)
- (8) 運用資産相互間の有価証券等の取引
(特別の事情による場合を除き、原則として行わない)

4 . 投資一任契約にかかる業務の再委任

5 . 顧客の自主的判断に基づく契約の締結

(関係会社と提携しかつ当該関係会社の貸付を裏打ちとした顧客の開拓を行わない)

6 . 社債格付けの判定

(法令等に特段の定めがある場合を除くほかの判定の方法)

7 . その他

3. 「業務執行体制に関する自主規制基準」

「投資一任会社の主体性確保等のための自主規制基準」を平成12年6月16日に廃止し、「業務執行体制に関する自主規制基準」を平成12年6月16日に制定。

「会社組織としての主体性」から、「業務執行の主体性」への考え方への移行。

〔主な内容〕

1. 法令等遵守体制の確立に関する基準

(1) 各業務部門での1次チェック機能を充実する段階

イ 法令等諸規則の情報の的確な収集・管理の実践

ロ 遵守基準等の周知徹底

ハ 取締役（代表者）によるコンプライアンス体制の重要性の認識と主体性関与

ニ コンプライアンス管理責任者」の設置及び報告

(2) 業務部門から独立した部門による2次チェック機能を充実する段階

イ 独立した部門による法律遵守状況の点検

ロ 監査役によるコンプライアンス

ハ 罰則規定の整備

2. 情報管理体制の確立に関する基準

(1) 情報の適正な管理

イ 顧客関係情報に関するルール

ロ 投資顧問業務関係情報に関するルール

ハ 証券業併営会員の組織の分離

(イ) 部門の分離

(ハ) 兼務の禁止

(2) 内部者取引の未然防止

3. 内部監査機能の充実

4. 調査・研究体制の確立

5 . 契約内容の充実

6 . 発注に関する基準

以上